

日本セキュリティ・マネジメント研究統括会議規程

JSSM-2-100 2021.6.2 制定

第1条 (目的) 研究統括会議は、本会における研究会および特定課題研究会の活動の促進と発展のために運営や管理の支援を行うことを通して、学会に貢献することを目的とする。本規程は、当該会議に必要な事項を定める。

第2条 (構成)

(ア) 研究統括会議には、理事会から任命された研究統括を1名、研究統括が指名する研究副統括を1名置く。

(イ) 研究統括会議は、研究統括および研究副統括に加え、各研究会主査および幹事、理事会から任命されたメンバーによって構成される。

第3条 (役割)

(ア) 研究会活動を支援するため、研究統括会議は、次の各項の業務を行い、研究会活動を統括する。

① 研究統括会議を定期的に開催し、研究会相互の活動や課題の共有を図る。

② 毎年度の研究会活動内容把握のため、年度計画や前年度の実績報告を管理する。

③ 研究会における活動の活性化のため、研究補助金を研究補助金に関わる細則に(JSSM-3-701)に従い、申請ごとに、年度計画書内容を確認し、事務局長に補助金の交付を依頼する。交付内容は研究統括会議で共有する。

④ その他研究会および特定課題研究会の活動支援に必要な業務。

(イ) 研究会活動の成果の公表について、他の部会や本会イベントと協働する。

① 編集部会と連携し、学会誌の記事等の企画の検討を研究統括会議で行う。

② 全国大会における研究会のイベント企画を支援する。

(ウ) 富山茂賞の推薦について、表彰部会と協働する。

第4条 (運営)

(ア) 研究統括会議は、年度事業計画案を作成し、事業を実行し、年度事業報告の作成を行う。

(イ) 研究統括会議は、事業の実行に関して、学会事務局に協力を依頼できる。

(ウ) 研究会支援に関わる(編集部会規程では「係わる」としている)運営は、次の各項による。

① 研究統括会議は、少なくとも年3回開催する。

② 研究会および特定課題研究会の活動については、研究会規程(JSSM-2-700)および特定課題研究会規程(JSSM-2-710)により、別に定める。

第5条 (本規程の改廃) 本規程の改廃は、研究統括会議によって発議され、理事会の議決により実施される。

附則 この規程は2021年6月2日から施行する。

以上